

琉球大学体育団体連合会規約

(昭和 48 年 6 月 13 日 制定)

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は中央委員会の下にあって、学生会会則第 2 章第 5 節に定める研究倶楽部のうち、体育系の団体を以て組織し、琉球大学体育団体連合会と称する。

第 2 条本会は、事務所を琉球大学内におく。

第 3 条加盟団体の自主性と独立性を尊重し、相互の連絡と協力により、本学学生の体育活動を促進し、以て学生生活の充実と向上に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1 新入生歓迎マラソン、送別駅伝、各種スポーツ学科対抗戦等。

(但し、各団体の申し出により行ない、運営はその団体に依頼す。)

2 体育用具の貸出し。

3 他の大学の同種の組織との連絡及び協力。

4 その他、執行委員会において、本会の目的達成のため必要と認められる事業。

第 5 条 本会が学外の団体に加盟し、又はこれと協同して事業を行なう場合には、クラブ長会議及び中央委員会の承認を経なければならない。

第 6 条 本会は、琉球大学文化団体連合会との間に、連絡協議会を組織する。

第 7 条 本会は、学生会会則第 2 章第 5 節に定める事項を中央委員会に対して果たさなければならない。

第 2 章 機 関

第 8 条 本会に次の機関を置く。

1 クラブ長会議

2 執行委員会 若干名

3 委員長・副委員長 各 1 名

4 事務局 (執行委員会の下におく。)

第 9 条 クラブ長会議は、加盟団体のクラブ長 1 名を以て構成し、最高決定機関とする。

第 10 条 クラブ長会議は、前後期各 1 回、定期的にこれを開催する。但し、執行委員会が必要と認めるとき、又は 3 分の 1 以上のクラブ長の請求があったときは、これを開催しなければならない。

第 11 条 クラブ長会議は、委員長がこれを召集し、議長をつとめる。

第 12 条 クラブ長会議は、全クラブ長の 3 分の 1 をもって定足数とし、その決議は過半数の同意による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 13 条 執行委員会は、全クラブ長のうちから 5 名選出し、中央委員代表 1 名を加えて、執行委員会を構成する。

第 14 条 正副委員長は、執行委員会において、その互選によりこれを定める。委員長は会務を総理し、本会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を行なう。

第 15 条 執行委員会は、クラブ長会議の決議、その他の執行の責に任ずる。

第 3 章 経 理

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日を以て終る。

第 17 条 本会の経費は学生会の研究倶楽部予算及び大学からの助成金、寄付金及びその他の収入を以てこれにあてる。

第 18 条 本会の予算及び決算は、執行委員会で審議し、クラブ長会議及び中央委員会の承認を得なければならない。

第 4 章 雑 則

第 19 条 本規約を改正するには、執行委員会において起草し、クラブ長会議において、第 12 条の規定にかかわらず、3 分の 2 以上の議決で以て決定する。

第 20 条 本規約は昭和 48 年 6 月 13 日より効力を発する。